

三・四輪の軽自動車継続検査時の
納税証明書の提示は原則不要です

問収納課 ☎(55)7121

令和5年1月より、軽自動車(三・四輪)に係る軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付状況を、軽自動車検査協会がオンラインシステム(軽JNKS)により確認できるため、車検の際の納税証明書の提示は原則不要です。

ただし、次のような場合は納税証明書が必要です。

【納税証明書が必要な場合】

・納付したばかりで、軽JNKSに納付状況が反映されていない場合

・中古車購入直後

・他の市区町村に引っ越した直後

・対象車両の過去の軽自動車税(種別割)に未納がある

・二輪の小型自動車(排気量250CC超のバイク)の場合

▼申請場所／収納課および各支所

▼必要なもの／窓口に来られる方の本人確認書類(免許証など)、車検証、納税後すぐに証明書が必要な方は、領収証書または記帳後の通帳

※市取扱金融機関からの口座振替(ダイレクト口座振替・インターネットバンキングによるものは除く)で納税の方、または減免対象者の方には、6月上旬に証明書を送付します。

お知らせ

暮らしに便利

自動車税種別割の納付をお忘れなく

問西尾張県税事務所

☎0586(45)3170

📄<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>

5月31日(水)は、自動車税種別割の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に
対し、5月1日(月)に県税事務所から納税通知書を発送しますので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストアなどで納付してください。
(納付場所は、納税通知書の裏面をご確認ください。)

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります)やインターネットバンキング、一部のスマートフォン決済アプリでも納付していただけます。

なお、名義変更や廃車などの手続きを他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

ハイ・119番です

健康ガイド

令和5年度 環境関係補助金

市ではごみ減量や地球温暖化防止、生活環境の向上のため下記のとおり補助金事業を行っています。

タイトル	内容		補助額	申請に必要なもの
生ごみ処理槽および家庭用生ごみ処理機設置補助金	処理槽	1世帯2基を限度	1基につき、購入に要する経費に対し、4,000円を限度	①領収書 ②保証書 ③振込先のがわかるもの ※補助の対象については、環境課へお問い合わせください。
	処理機	1世帯1基を限度	購入金額の3分の1の額または20,000円のどちらか低い金額	
資源ごみ回収補助金	営利を目的としない団体で登録が必要(品目)新聞紙、雑誌類、段ボール、衣類、カン類、ビン類、牛乳パック		1kg当たり4円	①仕切伝票 ②振込先のがわかるもの
住宅用地球温暖化対策設備導入促進事業補助金	家庭用エネルギー管理システム(HEMS) ・愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金対象のもので、未使用のもの。		10,000円	①設置場所の案内図 ②工事着手前の現況写真 ③経費の内容が明記されている工事請負契約書または売買契約書の写し ④太陽電池の最大出力値がわかる書類(住宅用太陽光発電施設に限る。) ⑤設備の概要または仕様がわかる書類(住宅用太陽光発電施設を除く。) ※必ず着工前に申請してください。
	定置用リチウムイオン蓄電システム ・愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金対象のもので、未使用のもの。		100,000円	
	一体的設備 ・上記2設備と住宅用太陽光発電施設(最大出力10キロワット未満のものに限る。)を一体的に導入するもの。		190,000円	
	一体的設備 ・家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、電気自動車等充電設備(V2H)、住宅用太陽光発電施設(最大出力10キロワット未満のものに限る。)を一体的に導入するもの		140,000円	
	電気自動車等充電設備(V2H) ・愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金対象のもので、未使用のもの		50,000円	

※この補助金は、予算の範囲内で先着順とします。

問 環境課 ☎(55)7114

スポーツ

イベント

子育て1・2・3